

食育・地産地消促進事業実施要綱

令和8年4月1日
7農振財地第438号

(目的)

第1 この要綱は、都が定めた東京都食育推進計画に基づき、都内における食育や地産地消の取組を一層推進していくことを目的として、都民を対象に実施する民間団体等の活動を支援する「食育・地産地消促進事業」の実施に関する基本的な事項を定める。

(事業の内容)

第2 公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下、「財団」という。）は、第1の目的を達成するため、民間団体を対象とした助成活動の支援を行う。

(事業実施主体等)

第3 助成の対象者は、次のいずれかとする。

幅広い世代の都民を対象に複数の分野に渡り活動する民間団体であって、東京都内を住所地とする下記に挙げる団体

- (1) 農業協同組合（連合会を含む。）
- (2) 漁業協同組合（連合会を含む。）
- (3) 事業協同組合（連合会を含む。）
- (4) 商店街振興組合（連合会を含む。）
- (5) 商工組合（連合会を含む。）
- (6) 消費生活協同組合（連合会を含む。）
- (7) 財団等の公益法人
- (8) 学校法人
- (9) 特定非営利活動法人
- (10) 次のアからウのすべてに該当し、都が特に必要と認める団体（特認団体）
 - ア 定款等、組織運営に関する規約の定めがある。
 - イ 3者以上の個人又は法人で構成されている。
 - ウ 代表者の定めがある。

(事業実施要件)

第4 下記に掲げる事項に該当する活動は、補助の対象となる事業と認めない。

- (1) 都民を事業の対象としていない活動
- (2) 専ら営利を目的としたもので公益性に欠く活動
- (3) 活動対象が事業を実施する団体の会員等に限定された活動
- (4) 事業実施主体自体の広報、PR等を目的とした事業
- (5) 事業実施主体構成員の人件費

(審査)

第5 財団は、第3に規定する支援対象の審査等を行うため食育・地産地消促進事業審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置し、開催する。

2 審査委員会に必要な事項については、別に定める。

3 財団は、第3に規定する食育・地産地消促進活動支援事業について、助成対象を決定するにあたって審査会を設置し、審査しなければならない。

(助成措置)

第6 財団は、別に定めるところにより毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について助成するものとする。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施につき必要な事項については、財団が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。